

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 2 月 6 日 (金) 第691号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 保安林の指定 ( 2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除 ( 2 件) (森づくり推進課取扱い) 2
- まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 3
- まいわし対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 3
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 ( 3 件) (道路維持課取扱い) 4

### 公 告

- 大規模取引等事前指導要綱の一部を改正する要綱 (※) (地域政策課取扱い) 5
- 鹿児島県土地利用対策要綱の一部を改正する要綱 (※) (地域政策課取扱い) 5
- 落札者等の公告 (総務福利課取扱い) 5

### 監 査 委 員 告 示

- 鹿児島県監査委員告示の読点の表記を改める告示 (※) (監査委員事務局取扱い) 6

### 収 用 委 員 会 訓 令

- 鹿児島県収用委員会訓令の読点の表記を改める規程 (※) (収用委員会取扱い) 6

## 告 示

### 鹿児島県告示第71号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 8 年 2 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所  
南さつま市大浦町字神戸迫14373番, 字後原14461番10
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は, 択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第72号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 8 年 2 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 保安林の所在場所

垂水市新城字諏訪575番, 575番乙, 字南方630番3, 630番4, 631番, 635番1, 字八島ヶ迫1393番, 1394番, 1398番, 1399番, 字有村2345番, 2349番, 2349番乙

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第73号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 8 年 2 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 保安林予定森林の所在場所

出水郡長島町獅子島字中網代1337番, 1340番, 1341番, 1343番, 1348番, 1350番3, 1355番1, 1355番2, 1359番, 1360番1から1360番3まで, 1368番1, 1369番から1372番まで, 1374番1, 1374番2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第74号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 8 年 2 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 解除に係る保安林の所在場所

肝属郡肝付町岸良字大原1601番1（次の図に示す部分に限る。）、1601番9

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第75号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 8 年 2 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
肝属郡肝付町岸良字大原1601番1（次の図に示す部分に限る。）、1601番9
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第76号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 8 年 2 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和7年7月1日から令和8年6月30日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
12,000トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業	9,600トン
鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

**鹿児島県告示第77号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 8 年 2 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和8年1月1日から同年12月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
15,000トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まいわし漁業	12,100トン
鹿児島県その他のまいわし漁業	現行水準

## 鹿児島県告示第78号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和8年2月6日から同月20日まで川内市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和8年2月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名  
薩摩川内市港町6198番地 小倉義宏  
薩摩川内市港町6198番地 小倉貞治  
薩摩川内市港町46番地1 津田伸二
- 2 加入区  
川内加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
川内市漁業協同組合

## 鹿児島県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年2月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市上谷口町3215番6地先から3137番5地先まで	前	7.5～18.5	404.2
			後	10.5～30.7	398.5

## 鹿児島県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年2月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内加治木線	始良市蒲生町下久徳字関ヶ平145番1地先から同市蒲生町下久徳字岩迫162番1地先まで	前	15.6～24.6	56.0
			後	13.8～17.4	56.0

## 鹿児島県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年2月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	小山田川田蒲 生線	鹿児島市東俣町74番2地先 から104番2地先まで	前 後	6.6～18.4 10.7～29.7	183.9 184.4

## 公 告

大規模取引等事前指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 2 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

大規模取引等事前指導要綱の一部を改正する要綱

大規模取引等事前指導要綱（昭和49年12月24日鹿児島県公報号外(2)登載）の一部を次のように改正する。

「,」を「、」に改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県土地利用対策要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 2 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県土地利用対策要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県土地利用対策要綱（昭和49年12月24日鹿児島県公報号外(2)登載）の一部を次のように改正する。

「,」を「、」に改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年 2 月 6 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機サービス及び関連のサービス（Microsoft社教育機関向けライセンスプログラム（EES）） 5,000ライセンス
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県教育庁総務福利課教育DX推進室  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 落札者を決定した日  
令和 7 年 11 月 13 日
- 落札者の氏名及び住所  
NTTビジネスソリューションズ株式会社鹿児島ビジネス営業部  
鹿児島市松原町4番26号
- 落札金額  
200,460,156円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日

令和 7 年 10 月 7 日

**監 査 委 員 告 示****鹿 児 島 県 監 査 委 員 告 示 第 1 号**

鹿 児 島 県 監 査 委 員 告 示 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 告 示 を 次 の よう に 定 め た。

令和 8 年 2 月 6 日

鹿 児 島 県 監 査 委 員	松 菌 英 昭
同	大 菌 豊
同	小 園 しげよし
同	ふくし山ノブスケ

鹿 児 島 県 監 査 委 員 告 示 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 告 示

こ の 告 示 の 施 行 の 際 現 に 制 定 さ れ て い る 鹿 児 島 県 監 査 委 員 告 示 に お い て 読 点 と し て 表 記 す る 「,」 を 「、」 に 改 め る。

附 則

こ の 告 示 は、 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

**収 用 委 員 会 訓 令****鹿 児 島 県 収 用 委 員 会 訓 令 第 1 号**

鹿 児 島 県 収 用 委 員 会 訓 令 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 程 を 次 の よう に 定 め る。

令和 8 年 2 月 6 日

鹿 児 島 県 収 用 委 員 会 会 長 馬 場 竹 彦

鹿 児 島 県 収 用 委 員 会 訓 令 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 程

こ の 訓 令 の 施 行 の 際 現 に 制 定 さ れ て い る 鹿 児 島 県 収 用 委 員 会 訓 令 に お い て 読 点 と し て 表 記 す る 「,」 を 「、」 に 改 め る。

附 則

こ の 訓 令 は、 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。